

農業委員会法7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
令和6年度三宅村農業委員会活動指針

令和6年6月24日
三宅村農業委員会

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められている。そのため、東京都農業会議の令和6年度農業委員会活動推進要領に準拠し、農業委員会活動の推進を図る。

また、農業の発展に向けて、農地制度を地域農業者へ周知を図りながら、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等に積極的に取り組むこととする。

2. 活動計画等

① 遊休農地の解消

- 1) 農地中間管理事業等の周知と活用及び農地の有効利用の推進
- 2) 農地利用状況調査の実施（年1回、全筆調査）
- 3) 農地利用意向調査の実施、農地所有者の戸別調査及び耕作または貸借等の希望調査
- 4) 日常における農地の見まわりや確認及び農地状況の的確な把握

② 担い手の育成活動

- 1) 定年退職後でも新規就農できる基盤体制づくり
- 2) 新規就農者に対する農地流動化の斡旋等の支援活動
- 3) 三宅村地域担い手育成総合支援協議会の委員出席
- 4) 三宅島農業後継者対策実行委員会の委員出席
- 5) 認定農業者への斡旋可能な農地の情報提供

③ 情報活動の推進

- 1) 認定農業者及び農地所有者に対する農業経営基盤強化促進法など農地利用促進制度の周知
- 2) 農業情勢や農地制度等の周知
- 3) 農業委員会だよりを発行し、農地制度や地域農業等の情報を周知（年1回～2回）

④ 農業振興地域整備促進

- 1) 三宅村農業振興地域整備促進協議会の委員出席
- 2) 農業振興地域整備に関する計画策定及び変更
- 3) 農業振興地域整備計画の事業の推進

⑤ 活動記録カード集約

- 1) 活動記録カード作成・提出の徹底
(一人当たり月6枚以上を目標とする。)
- 2) 日常の農地パトロールの実施及び耕作状況等の把握
- 3) 農家の意見、情報の収集及び地域農業の状況を把握

⑥ 認定農業者支援活動

- 1) 認定農業者及び青年就農者制度の推進
(令和6年6月1日現在 20 経営体 (24 名) を認定)
(令和6年6月1日現在 2 経営体 (2 名) を青年就農者認定)
- 2) 地域リーダーを中心とし、営農グループ育成の支援体制の確立
- 3) 認定農業者等の担い手を集め農業委員会や関係者を交えた意見交換会、座談会の開催。
※認定農業者の支援策、農業情勢、農地制度税制改正等様々な知識、情報を伝える機会にする
- 4) 認定農業者を対象に地域農業の活性化及び新たな農業経営を促進する研修会、セミナー等の開催
- 5) 認定農業者への斡旋可能な農地の情報提供

⑦ 地産地消活動

- 1) 地産地消に対する積極的な取組み
- 2) 学校給食や老人ホームなどへの情報提供
- 3) イベントを通して島内・島外への農産物 PR 活動
- 4) 計画的な出荷体制への推進活動
- 5) 三宅島に適した新品種の相談窓口の設置

⑧ 農業者年金加入促進 (新規加入者目標 2 人)

- 1) 新規加入者の確保のための運動促進
- 2) 制度を幅広く周知するため、加入対象者である 20 歳から 50 歳代までの全農業者に対する加入推進
- 3) 農業者年金制度推進研究会の参加

3 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組むものとする。

① 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年4月)	92 ha	2.3 ha	2.5 %

3年後の目標 (令和9年4月)	92 ha	0.8 ha	0.8 %
目 標 (令和11年4月)	92 ha	0 ha	0 %

(2) 推進方法：上記2①の取組みを通し推進する。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

② 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和6年4月)	92 ha	19.7 ha	21.4 %
3年後の目標 (令和9年4月)	92 ha	22.7 ha	22.5 %
目 標 (令和11年4月)	92 ha	24.7 ha	22.5 %

(2) 推進方法：上記2②及び⑥の取組みを通し推進する。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

③ 新規参入の促進

(1) 目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和6年4月)	1 人 (1 ha)	0 法人 (0 ha)
3年後の目標 (令和9年4月)	2 人 (2 ha)	0 法人 (0 ha)
目 標 (令和11年4月)	2 人 (2 ha)	0 法人 (0 ha)

(2) 推進方法：上記2②の取組みを通し推進する。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。